

校訓

強く 正しく 明るく 仲良く

教育目標

ふるさとを愛し心豊かでたくましく生きる生徒を育成する

学校生活目標

- ① 心身の健康と安全な生活態度を身につけよう。
- ② 自主的、自律的な生活態度、学習態度を身につけよう。
- ③ 中学生にふさわしい生活態度を身につけよう。

生徒心得

寝屋川市立第二中学校生徒としての誇りを持ち、よき人柄と自主性のある行いによって、温かい友情にあふれる立派な校風を作るよう行動しよう。

次の「心得7項目」と「双葉学園 授業規律」を守ろう。

【心得7項目】

- ① 話を静かに聞くことができる
- ② 指示を受け止め行動できる
- ③ あいさつができる
- ④ 正しい言葉づかいができる
- ⑤ 正しい身だしなみができる
- ⑥ 清掃ができる
- ⑦ 自学ができる

【双葉学園 授業規律】

- ① チャイムで着席しよう
- ② 腰骨を立てて学習しよう
- ③ 人の話をしっかり聴こう
- ④ 場に応じた声の大きさと話そう
- ⑤ 休み時間に次の時間の準備をしよう

(1) 寝屋川二中規律

有意義な学校生活を送るために、学習規律 5 項目と生活規律 9 項目が定められています。規律を守り充実した中学校生活にしよう。

【学習規律(5 項目)】

- 1 チャイム前に入室、着席、授業準備をしよう（時間を守る）
- 2 教材の忘れ物をしない
- 3 私語、手遊びをせず、話し手の方を向いて話を聞こう
- 4 授業に集中しよう（読む、書く、聞くの区別をつける）
- 5 教師の指示をしっかりと聞こう

【生活規律(9 項目)】

- 1 TPO（時、場所、場面）にあわせた、身だしなみを心がけよう
（寝屋川二中標準服の正しい着用、茶髪、金髪等の染毛及びピアスは認めない。）
- 2 公共物を大切にしよう
- 3 上下履きの区別をつけよう
- 4 貴重品など、学習に関係ないものを持ってこない
- 5 暴力（人を傷つける言葉の暴力も）を認めない
- 6 登校時間、下校時間を厳守しよう（遅刻をしない）
- 7 登下校中の買い食いは禁止
- 8 持ち物の管理の徹底しよう
（学校で許可されたもの以外は学校に置かないこと）
- 9 家庭学習（宿題・自主学習）を毎日しよう

(2) 服装

服装はすべて清潔に保ち、TPO をわきまえた華美でない身だしなみを心がける。(変形服の着用は禁止)

- 1 学校生活では標準服を着用する。

身だしなみチェックポイント

- ①ポロシャツ、ブレザーのボタンは最低 1 つは閉める。
(ボタンは本校指定のボタン)
 - ②校内では名札を正しく左胸につける。
 - ③スカートの丈は膝頭程度とする。スカートは切らない。
 - ④ズボンの裾を捲し上げない。腰パンはしない。
 - ⑤ルーズソックスは禁止。派手でない靴下とする。
 - ⑥インナーシャツは派手でない色とする。ただし、インナーシャツがポロシャツからはみ出さないようにする。
- 2 頭髪は、TPO にあわせた清潔感のある髪形にする。奇抜な髪形にしない。
中学校生活にそぐわない髪形の例
過度な編み込み、そりこみ、染髪、パーマ、巻き髪、エクステをつけるなど
 - 3 ヘアゴムやヘアピンの色は問わないが、装飾品がついていないものを着用し、必要以上につけてこない。(リボンやシュシュは禁止する)
 - 4 ピアス、アクセサリーなどはつけてこない。ネイル、ジェルネイルも禁止する。
 - 5 化粧、カラーコンタクト、色付きリップも禁止する。
 - 6 ブレザーの下にセーター、カーディガン、ベストを着用しても構わないが、登下校時や式典、生徒朝礼などでは必ずブレザーを着用する。
着用可能なセーター、カーディガン及びベスト
紺、黒、グレー、白、茶色の無地のもの(ハイネック、パーカーは禁止)
 - 7 手袋及びマフラーなどは、登下校時のみ使用を認める。
(体育時、部活時は、手袋及びネックウォーマーのみ着用を認める。)
 - 8 冬季の防寒具は登下校時のみブレザーの上から着用をすることを認める。
校内では必ずカバンに収納しておく。
 - 9 教室のみひざかけの使用を認める。(腰に巻き付けて移動などはしない。)
 - 10 靴は、体育などのスポーツに適したもので高価でないものを履いてくる。
(サンダル、ブーツなどは禁止)
校内では、学校指定のスリッパをはき、氏名を書いておく。
 - 11 体育館では体育館シューズをはく。体育館から出るときは必ず、スリッパにはき替えよう。

- 12 カバンは学校指定のカバンを使用する。カバンには落書きをせず、過度にキーホルダーなどをつけない。
- 13 原則、体育時や指示がある場合以外は体操服で登校および授業は受けない。

(3) 礼儀

- 1 登校、下校の時は、先生や来客、友人に正しい挨拶をかわそう。
- 2 職員室への出入りは、用事のある人だけにしよう。

(4) 登校・下校

- 1 登校時間は8:00~8:40とする。完全下校は17:00とする。
- 2 始業から終業までは、校外に出ない。
- 3 登校、下校の時は必ずブレザーまたはポロシャツで（冬季はブレザー着用）生徒手帳を携帯する。
- 4 毎日定められた時刻までに遅刻をしないように登校し、放課後はつとめて早く下校するように心がけよう。
- 5 絶対下校の時刻をよく守り、まっすぐ家に帰ろう。
(寄り道、買い食いは禁止)
- 6 交通ルールを守ろう。(横断歩道を渡り、道は広がらない)
- 7 生徒は原則としてすべて徒歩通学とする。(自転車通学は禁止)
- 8 再登校の時は学校で認められた服装(標準服、体操服、クラブTシャツ)また、通学方法で登校する。

(5) 学習

- 1 学習は、常に積極的に行おう。
- 2 始業前に教室に入り、静かに座席に着こう。

(6) 休み時間

- 1 次の時間の準備をしよう。
- 2 廊下、階段では絶対走らないようにしよう。
- 3 他クラスや他学年の校舎、教室には授業時以外立ち入らないようにしよう。
- 4 室内でのボール遊びはしない。
- 5 ボールを使用する際は、まわりの様子に注意し、危険のないようにしよう。

(7) 給食

- 1 食事の前には必ず手を洗い、できるだけ早く全員そろって会食できるように心がけよう。
- 2 給食配膳室には係の生徒以外は立ち入らない。
- 3 衛生面からも給食で出されたものは教室外に持ち出さない。
- 4 校内に持ち込む飲み物は水筒に入ったお茶、水、スポーツドリンクのみとする。ただし、水筒代わりにペットボトルの利用は認める。
(ジュースなどは禁止)
- 5 土日もしくは、長期休業中のクラブ活動時のみ塩分タブレットを持って来ても良い。ただし、人にあげない。ゴミは持ち帰る。

(8) 校内心得

- 1 公共物は大切にし、落書きまたは傷をつけない。
- 2 電気や水道の節約に心がけること。
- 3 非常災害の場合は、先生の指示にしたがって、落ちついて行動しよう。
- 4 ガラスその他校具を破損した場合は直ちにその理由を先生に申し出る。
- 5 校舎の裏、その他危険な場所には立ち入らない。
- 6 校舎内においては、給食以外の食べ物を一切持ち込まない。
- 7 掲示物は大切にしよう。
- 8 校内放送は静かに聞こう。
- 9 欠席、遅刻、早退などの連絡は必ず保護者を通じて学校に連絡しよう。
(さくら連絡網での連絡は当日の8:30までとします。それ以降は電話で連絡。)
- 10 早退する場合は事前に先生の許可を受けよう。

(9) 専門委員の仕事

代議員 (男女各 1 名)

- 1 学級全体の活動の中心になり、学校生徒会の代議員会に学級を代表して出席する。
- 2 担任の指導のもとに、学級で定められた代議員としての役割をはたす。

生活委員 (男女各 1 名)

- 1 学校、学級における生活ルールを実行するよう指導する。
- 2 学級生活の在り方を学級に提起し、学級生活全般にわたって指導する。

- 3 週番の仕事にあたる。
- 4 生活委員会を構成し、校内生活の向上をはかる。

図書委員 (1名)

- 1 学校図書館活動に従事する。
- 2 学級の読書啓蒙に関する指導をする。

保健給食委員 (男女各1名)

- 1 生徒会保健給食委員会を構成し、校内の健康安全・給食に関する活動をする。

美化委員 (男女各1名)

- 1 教室の管理、破損か所の点検、整備及び校内、学級の美化につとめ、環境の整備、美化に関する指導をする。

体育委員 (男女各1名)

- 1 体育大会をはじめ、クラスマッチ等、体育行事に参画する。
- 2 学級の体育授業等体育に関して、学級を指導し世話をする。

広報委員 (1名)

- 1 生徒会新聞、校内放送、ポスター等を通して広報活動をする。

選挙管理委員 (1名)

- 1 生徒会役員選挙の世話をする。

(10)所持品

- 1 所持品には校名、学年、組、氏名をはっきり書こう。
- 2 生徒手帳は常に身につけよう。
- 3 学習に不必要なものは持ってこないようにしよう。

不要物の例

携帯電話、ゲーム、音楽プレーヤー、カメラ、カードゲーム、漫画など
お菓子やお金も禁止

※携帯電話に関しては、学校内の所持はいかなる場合も認められないが、生徒指導主事と保護者、生徒で三者面談を行い、正式な手続きを踏めば登下校時の所持は認められる。

- 4 夏季にハンディー扇風機の使用を認めるが、授業時は使わない。
また、首からさげて移動しない。

(11) iPad の使用方法について

- 1 基本的に iPad は生徒が管理を行う。使用しないときは机の中もしくは、ICTロッカーの中になおす。
- 2 破損があった場合は、担任に報告後、破損理由書を書く。
(ひどい破損、紛失などは弁償の対象となります。)
- 3 iPad を学習以外の目的で使用しない。
(授業とは他の作業、漫画や you tube を見る、絵を描く、ゲームやチャットを行うなど)
- 4 指示のない場所で写真を撮らない。
- 5 他人の iPad を使用しない。
- 6 iPad のセキュリティを削除しない。
- 7 1 カ月で 20 ギガ以上の通信容量をオーバーしない。

(12) 校外での生活について

- 1 校外では公共のマナー、ルールを守った行動をしよう。
- 2 外出の時は用事、行先、時間などを家の人に告げておこう。
- 3 生徒手帳は必ず携帯しよう。
- 4 夜間の外出はしない。
- 5 学校からのプリントや通知連絡は、その日のうちに伝えよう。
- 6 家庭の手伝い、用事はすすんで行おう。
- 7 アルバイト、生徒同士の旅行は原則として禁止。
- 8 用事のない時は、登校しない。

2023年4月1日改訂

生徒心得見直しの流れ

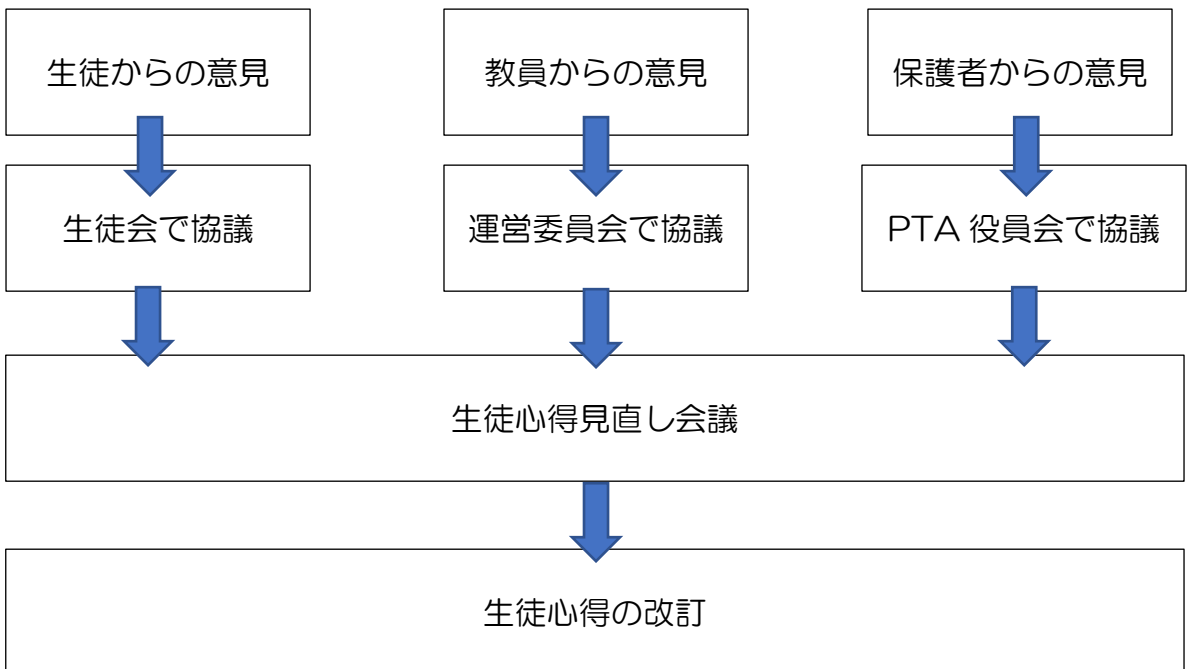
2022年度に生徒会、PTA、教員で生徒心得の見直しを行いました。見直しは次の3つのポイントに重点を置き行われました。

3つのポイント

- ①学校に携わるすべての人が安心、安全に暮らせる学校づくりをめざしている。
- ②社会で通用する公共のマナー、道徳心を身につけることができる。
- ③学校の根幹である授業に集中できる環境づくりをめざしている。

また、今後は以下の手順を踏み、必要に応じて生徒心得を変更できるものとする。これは、時代の変化などに柔軟に対応するため、課題に応じて学校生活をよりよくするためである。生徒、保護者、教員がそれぞれの立場で第二中学校の運営に関わり、民主的な学校にしていきたい。

生徒心得見直しの流れ



- ①生徒、教員、保護者から出ている意見を代表者（生徒会、運営委員会、PTA 役員会）で協議。
- ②意見が各代表者会議を通過した場合、生徒心得見直し会議を開催し、全代表者で協議を行い、生徒心得の改訂を行う。